

各登録申請書類の提出について

(ベトナム・インド・タイ)

青森県りんご果樹課
令和7年2月

要領改正の概要

令和6年7月23日

二国間協議に係る生果実輸出検査実施要領改正

→タイが新たに統合。

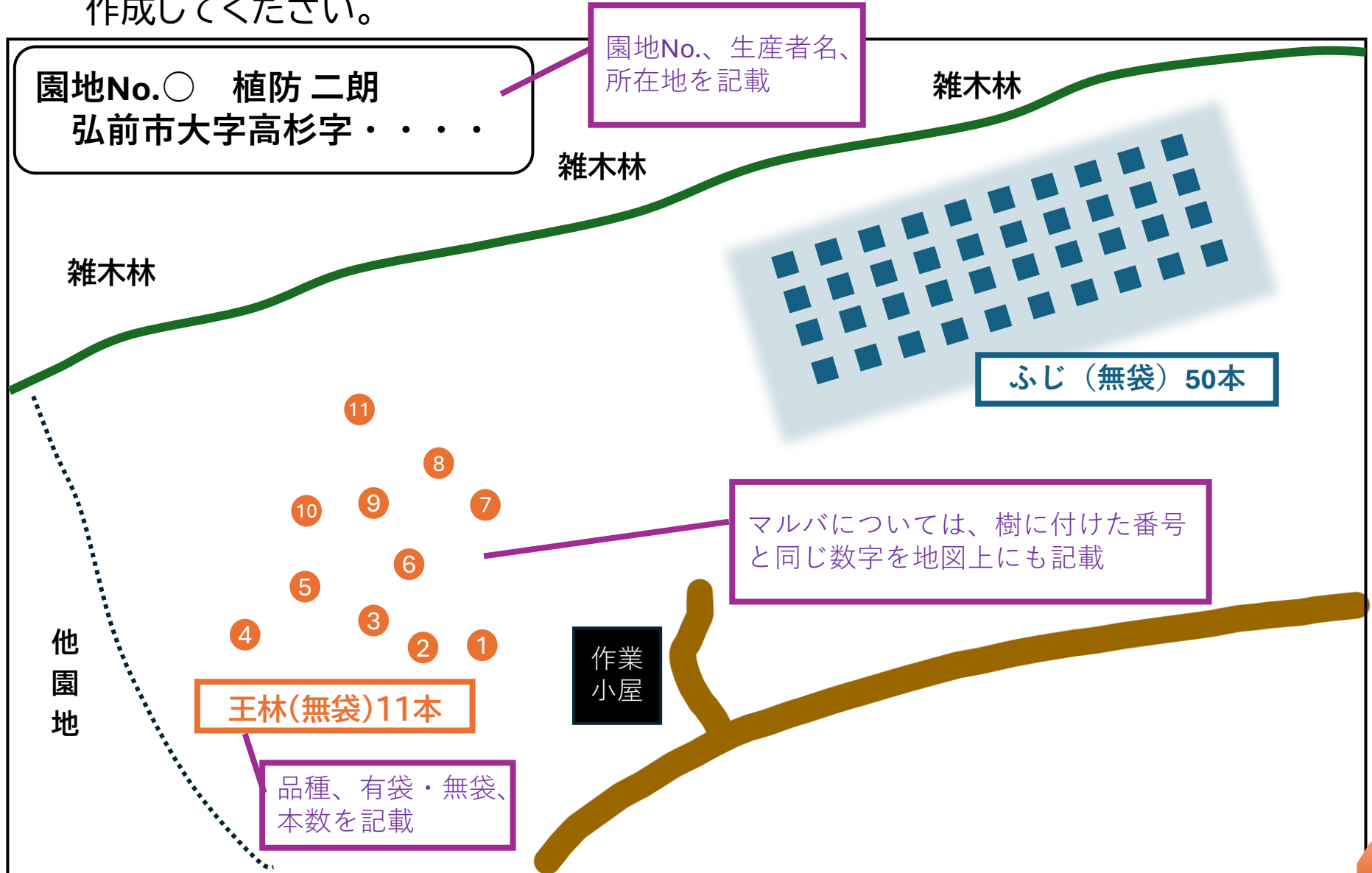
※りんご関係はインド、カナダ、ベトナム、タイ

主な注意点（ベトナム）

- 各申請書様式 → 備考欄への記載事項や担当者連絡先の記載に留意
- 園地の見取り図 → 二国間要領に記載されていないが、園地検査の際に必要な（輸出検査実施要領第4）
- 対象樹への目印 → 樹数や品種が多数ある場合など、円滑な園地検査実施のために必要
- 園地への看板設置 → 不要（令和6年産から）
※既に設置している場合は撤去の必要はない

(作成例) 園地の見取り図

※現地検査時の駐車場所から対象樹までの動線を意識し、園地周辺の情報を入れて作成してください。



(参考) 生産園地における <蛍光テープ> による目印

開花期



収穫前



主な注意点（インド）

- 各申請書様式 → 一部記載不要な項目あり
（他国記載と混同注意）
- 査察（査察に関する事務、査察官の旅費・滞在費等の経費※）
は施設登録者負担
※航空機チケット、宿泊費、日当、通訳、県内移動に係る車両
→ 査察官要請書の提出（施設登録事業者→県）
施設登録申請時に併せて提出
- 輸出可能時期の確認
→ 輸出可能になっているかどうかを必ず県や植防に確認すること（査察が終了しているかどうか）

主な注意点（タイ）

- 申請書様式 → 二国間要領に変更（令和7年産から）
園地と選果こん包施設の登録
（これらの登録だけでは輸出できない）
- 毎年申請 → 令和6年産より**毎年申請**に変更
（他国の生果実と同様更新制を導入）
- 選果こん包施設の認定（適合証明書の発行） → 輸出前にタイの基準に適合している選果こん包施設として認定されることが必要
（認定主体は県、国、登録認定機関、民間機関）
- 原本証明された認定書（原本証明書） → 実際の輸出1回に対し原本証明書が必要
（書類が必要な日から2週間前の申請が必要）

選果こん包施設における適合証明書の認定主体（タイ）

< 告示第386号また第420号に関する証明書として認められる証明書の例 >

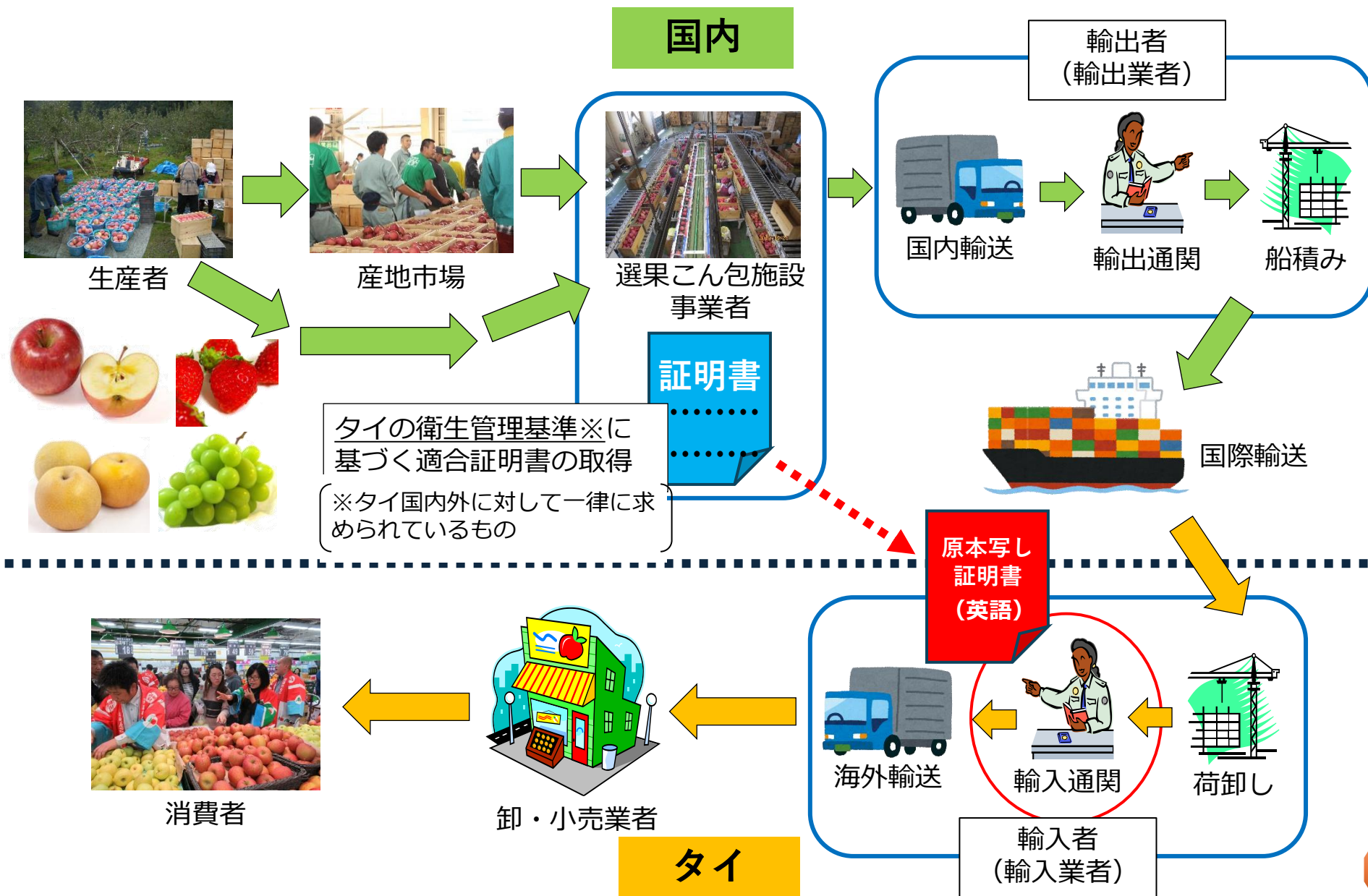
出展：農林水産省HP令和6年12月19日時点版

認定主体	認定・証明書発行の詳細	使用の可否	
		386号	420号
国	「タイ向け輸出青果物の取扱要綱」に基づく証明書（※1） 個別選果の施設が対象となります。詳しくは こちらの 「農林水産省におけるタイ向け輸出青果物の証明書発行について」を参照ください。	○	○
	「タイ向け輸出食品の取扱要綱」に基づく証明書（※2） 都道府県等が策定したGAP等に基づき、定められた衛生管理が実施されていることを第三者が確認していることを証明する書類が必要です。		○
都道府県	「タイ向け輸出青果物の取扱要綱」に基づく証明書（※1） 証明書の発行を行っているかどうかについて、施設が所在する各都道府県に御確認ください。 （「タイ向け青果物の食品衛生に係る証明書に関する都道府県お問い合わせ窓口及び対応状況」は こちら ）	○	○
登録認定機関	「タイ向け輸出青果物の取扱要綱」に基づく証明書（※1） （登録認定機関の一覧は こちら ）	○	○
民間機関	① JFS-B(製造セクター) 及びJFS-C(製造セクター) の認証書 ② GLOBAL G. A. P.(選別・梱包施設部分 (「生産物の取り扱い」が認証範囲に含まれるものに限る)) ③ ASIAGAP (選別・梱包施設部分 (「農産物取扱い工程」が認証範囲に含まれるものに限る)) ④ JGAP2016 (選別・梱包施設部分 (農産物取扱い工程)が認証範囲に含まれるものに限る) ⑤ ISO22000 ⑥ BRC Global Standard for Food Safety ⑦ FSSC22000	○	○

※1 「タイ向け輸出青果物の取扱要綱」に基づき認定・発行

※2 「タイ向け輸出食品の取扱要綱」に基づき認定・発行

(参考) タイ向け青果物選果こん包施設に係る輸入規制のイメージ



県が認定主体となり適合証明書を発行する場合 (タイ)

- 「タイ王国向け輸出の選果こん包施設に係る証明制度実施要領」に基づき、**県りんご果樹課**による**申請書類の確認**及び**現地検査**の実施
 - 現地検査の結果、適合判定となった場合、**県証明書を発行**
 - 申請書受付から証明書発行まで、約3週間
 - **輸出で使用する県証明書の原本証明**は、県りんご果樹課に**別途申請**
(1通あたり県収入証紙750円が必要)
 - 申請書受付から証明書交付まで、約2週間
 - 県証明の有効期間は、証明書の交付の日から起算して3年
- ※ 申請書受付期間は、**令和7年7月22日から令和8年2月26日まで**

【参考】タイ王国向け輸出の選果こん包施設に係る証明制度実施要領に基づく チェックリスト（一部抜粋）

<添付・確認資料>

No.	内容	チェックリスト項目No.	備考
①	検査対象施設の位置図、平面図		◎
②	防除暦	(3.1.1関係)	◎
③	個人の農業散布履歴	(3.1.1関係)	○
④	生産者のリスト	(3.1.2及び3.7.1関係)	◎
⑤	収集者又は調達者のリスト	(3.1.3及び3.7.1関係)	△
⑥	簡易検査キット及び分析機関(民間検査会社等)による残留農薬検査結果	(3.1.4、3.7.6及び3.7.7関係)	○
⑦	(施設内で使用する水が水道水又は飲用井戸水以外の場合に限る)、水質検査結果等	(3.5.1及び4.1関係)	△
⑧	商品に記載した入荷元及び選果こん包日を特定するための情報(ロット番号、選果こん包日、生産者名等で、写真等による確認でも可。)	(3.6.1関係)	◎
⑨	入荷記録(生産者からの集荷リスト等)	(3.7.2関係)	○
⑩	選果こん包に係る記録(選果こん包リスト等)	(3.7.3関係)	○
⑪	商品の販売情報(販売日、販売先、品種、重量等の出荷リスト)	(3.7.4関係)	○
⑫	選果こん包場所の清掃マニュアル等	(5.1関係)	○
⑬	選果員の衛生管理に関するマニュアル等	(6関係)	○
⑭	その他、適合判断の根拠資料		○

- 注) 1. 備考の「◎」は、写し等を必ず添付する。「○」は現場検査当日に現場で確認する。「△」は該当する場合に確認する。
2. マニュアルは、文書形式等を問わない(箇条書きの手順、絵、写真等でも可)。また、手順が共有化されていれば、必ずしも文書を作成する必要は無い。
3. 記録は、何かしらの結果が記載されているもの(日誌等への記載も可)。

項目	チェックポイント	具体例、補足等	適合	軽微な欠陥	重大な欠陥	得点	備考(採点の判断理由を記載)
【1】施設の位置する場所及び施設							
1.1 施設の位置する場所、施設及びその付近							
1.1.1	未使用品が置かれていない	<p>【重大な欠陥】 ・使用予定のない資材が放置されており、果物に触れる等、果物の安全性が損なわれる可能性がある</p> <p>【軽微な欠陥】 ・使用予定のない資材が放置されているが、果物の安全性が損なわれる可能性は極めて低い</p> <p>★「欠陥」に当たらないケース ・使用予定のある資材が整理されて置かれており、果物の安全性が損なわれる可能性がない(極めて低い)ような場合</p>	0.5	0.25	0		
1.1.2	廃棄物が置かれていない	<p>【重大な欠陥】 ・廃棄物が放置されており、ねずみや病害虫の発生原因となり得る状況であったり、果物と接していたりする等、果物の安全性が損なわれる可能性がある</p> <p>【軽微な欠陥】 ・廃棄物が放置されているが、廃棄物の性質上、果物の安全性が損なわれる可能性は極めて低い</p> <p>★「欠陥」に当たらないケース ・廃棄物が適切に分別等され、果物の安全性が損なわれる可能性がない(極めて低い)状態で施設内の所定の位置に置かれており、定期的に処理されているような場合</p>	0.5	0.25	0		

1.1.3	濃い埃や煙がない	<p>【重大な欠陥】 ・煙が発生したり、埃が舞っていたりすることが容易に目視できる等、果物の安全性が損なわれる可能性がある</p> <p>【軽微な欠陥】 ・埃が多少あるが、果物とは一定の距離がある等、果物の安全性が損なわれる可能性は極めて低い</p>	0.5	0.25	0		
1.1.4	危険物がない	<p>【重大な欠陥】 ・果物の安全性を損なうものや、選果・梱包作業中に事故を生じさせるものが存在しており、対応策が不十分である</p> <p>【軽微な欠陥】 ・果物の安全性を損なうものや、選果・梱包作業中に事故を生じさせるものが存在しているが、対応策が十分にとられており、果物の安全性が損なわれず、事故が生じる可能性は極めて低い</p>	0.5	0.25	0		
1.1.5	家畜の飼育小屋や飼育槽、養畜場所がない	<p>【重大な欠陥】 ・飼育小屋等があり、果物の安全性に影響がでないような対応策が不十分である</p> <p>【軽微な欠陥】 ・飼育小屋等があるが、対応策が十分にとられており、果物の安全性が損なわれる可能性は極めて低い</p>	0.5	0.25	0		
1.1.6	汚濁水がない	<p>【重大な欠陥】 ・汚濁水(産業排水、生活排水、雨水等)が存在しており、果物の安全性に影響がでないような対応策が不十分である</p> <p>【軽微な欠陥】 ・汚濁水が存在しているが、対応策が十分にとられており、果物の安全性が損なわれる可能性は極めて低い</p>	0.5	0.25	0		
1.1.7	廃水を施設外へ排水する排水管や排水路が設けられている	<p>【重大な欠陥】 ・排水管等が設けられていなかったり、機能していなかったりしており、果物の安全性に影響がでないような対応策が不十分である</p> <p>【軽微な欠陥】 ・排水管等が一部機能していないが、代替手段が講じられる等、対応策が十分にとられており、果物の安全性が損なわれる可能性は極めて低い</p>	0.5	0.25	0		
1.2 選別または梱包のための施設または場所							
1.2.1	清潔で、衛生的かつ整理されている状態となっており、不必要なものがない	<p>【重大な欠陥】 ・整頓・清掃が行われていなかったり、選果・梱包に全く関係がないものが置かれており、果物の安全性が損なわれたり、選果・梱包作業中に事故が生じたりする可能性がある</p> <p>【軽微な欠陥】 ・整頓が一部なされていなかったり、選果・梱包に全く関係がないものが置かれていたりするが、対応策が十分にとられており、果物の安全性が損なわれる可能性は極めて低い</p>	2	1	0		
1.2.2	選別及び梱包のための場所は居住場所と分離されている	<p>【重大な欠陥】 ・居住場所と一体となっていたり、仕切りなく隣接していたりする</p> <p>【軽微な欠陥】 ・居住場所と隣接しているが、シャッター等で仕切られており、喫煙や飲食等の影響は発生しないようになっており、果物の安全性が損なわれる可能性は極めて低い</p>	2	1	0		

各申請書類の提出について（申請者→県）

申請種類	様式	ベトナム	インド	タイ
①生産園地	第1号	○	○	○
②選果施設	第3号	○	○	○
③保管施設	第5号	○	×	×
④低温処理施設	第7号	○	○	×
⑤くん蒸処理施設	第9号	×	○	×
⑥査察官招へい要請	第14号	×	○	×
⑦標準作業手順書	任意	×	△	○
提出期限 （申請者→県）		①3月18日 他4月18日	①3月18日 他4月18日	6月18日

- ※ ①～⑥「二国間協議に係る生果実輸出検査実施要領」の様式を使用
- ※ 押印不要
- ※ タイの県証明書と同証明書の原本証明書は別途必要
- ※ ⑦標準作業手順書の様式は任意
（タイは提出必須、インドは有することが条件）

留意事項について

項目	ベトナム	インド	タイ
①生産園地の包括申請	×	○ (市場も申請)	○ (市場も申請)
②園地検査	○ (開花期・収穫前)	×	×
③選果技術員識別研修	○ (必須)	○ (必須)	×
④低温処理技術員研修	○ (必須)	○ (必須)	×
⑥輸出先防疫官査察 (原則年1回)	×	○ (費用負担有)	×
⑦適合証明書	×	×	○ (要別途申請)

各申請書類の提出方法について

【提出方法】

メールによる提出（原則メールにより御提出ください）

当課メールアドレス：ringo@pref.aomori.lg.jp

※メールから企業・団体名が分からない場合があるためメールによる連絡については必ず企業・団体名をご記載ください。

●メール提出ができない場合

- ・FAXによる提出 当課FAX番号：017-734-8143
- ・郵送による提出 〒030-8570 青森市長島1-1-1
青森県りんご果樹課
流通加工グループ 宛

園地・各施設・査察要請の 申請書類の記載例について

県に提出が必要な書類の記載例は、

参考資料の各国別各申請書記載例

を確認し、作成してください。

参考1-1

二国間協議に係る 生果実 輸出検査 実施要領

参考1-1

二国間協議に係る生果実輸出検査実施要領

令和5年9月6日 5消安第3182号

農林水産省消費・安全局長通知

沿革

令和6年7月23日 6消安第2548号 一部改正

（目的及び定義）

第1 植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）、輸出植物検疫規程（昭和25年8月4日農林省告示第231号。以下「規程」という。）及び輸出検査実施要領（令和5年2月20日付け4消安第5904号消費・安全局長通知。以下「輸出検査実施要領」という。）の規定による輸出植物等の検査（以下「輸出検査」という。）のうち、二国間協議に係る生果実について、齊一かつ円滑に実施するため、この要領を定める。

- 2 この要領で「対象生果実」とは、**各別紙の第1**に定める生果実をいう。
- 3 対象生果実ごとに、本要領の適用範囲を**各別紙の第2**に定める。
- 4 この要領で「検疫対象有害動植物」とは、**各別紙の第3**に定める有害動物又は有害植物（以下「有害動植物」という。）をいい、「高リスク有害動植物」とは、検疫対象有害動植物のうち、規程第1条第1号の植物の栽培地における検査（以下「栽培地検査」という。）において発生が確認された場合、直ちに不適合とされる有害動植物をいい、「中リスク有害動植物」とは、検疫対象有害動植物のうち、高リスク有害動植物以外の有害動植物をいう。

参考1-2

県に提出する園地登録、選果こん包施設等の登録申請記載例(ベトナム向け)

参考1-2

記載例(ベトナム向け)

第1号様式(第2関係)

生産園地・生産施設登録申請書

植物防疫所(弘前出張所) 植物防疫官 殿

申請年月日 令和7年 月 日

下記の栽培地を「ベトナム向けりんご」(連1)の登録生産園地・登録生産施設として申請します。

1. 生産園地・生産施設情報(連2)

番号	生産園地名 Name of orchard	生産者氏名 Name of grower	所在地(地番まで) Address of orchard	面積(a) Square measure
01	植訪 太郎 Shokuba_Taro	植訪 太郎 Shokuba_Taro	青森県弘前市大字上白旗町5-4 5-4, Kamishirakashi-cho, Hirosaki-shi Aomori-ken	100
02	植訪 二郎 Shokuba_Hiro	植訪 二郎 Shokuba_Hiro	青森県弘前市大字上白旗町 O-O, Kamishirakashi-cho, Hirosaki-shi Aomori-ken	500
03	〇〇果樹園-1 〇〇Kajuen-1	植訪 四郎 Shokuba_Shira	青森県弘前市大字上白旗町 O-O, Kamishirakashi-cho, Hirosaki-shi Aomori-ken	50
04	〇〇果樹園-2 〇〇Kajuen-2	植訪 四郎 Shokuba_Shira	青森県弘前市大字上白旗町 O-O, Kamishirakashi-cho, Hirosaki-shi Aomori-ken	50
05				

同じ栽培者・園地でも、品種ごとに欄を分けること

2. 検査対象植物情報

番号	種類・名称	形態・用途	ロット番号・品種名	栽培数(本・株)
01	りんご	生果実	ふじ	100本
02	りんご	生果実	ふじ	50本
03	りんご	生果実	王林	10本
04	りんご	生果実	ジョナゴールド	10本

参考1-3

県に提出する園地登録、選果こん包施設等の登録申請記載例(インド向け)

参考1-3

記載例(インド向け)

第1号様式(第2関係)

生産園地・生産施設登録申請書

植物防疫所(弘前出張所) 植物防疫官 殿

申請年月日 令和7年 月 日

下記の栽培地を、インド向けりんご(連1)の登録生産園地・登録生産施設として申請します。

1. 生産園地・生産施設情報(連2)

番号	生産園地名 Name of orchard	生産者氏名 Name of grower	所在地(地番まで) Address of orchard	面積(a) Square measure
01	〇〇地域 〇〇 area	〇〇農業同組合 植訪 太郎 〇〇農業同組合 Shokuba-Taro	〇〇市 〇〇-shi	4,000
02	〇〇地域 〇〇 area	(株)〇農業 植訪 二郎 〇農業 Shokuba-Jiro	〇〇市 〇〇-shi	500
03	〇〇果樹園-1 〇〇Kajuen-1	植訪 四郎 Shokuba-Shiro	青森県弘前市大字上白旗町〇〇 〇〇-shi Aomori-ken	50
04	〇〇果樹園-2 〇〇Kajuen-2	植訪 四郎 Shokuba-Shiro	青森県弘前市大字上白旗町〇〇 〇〇-shi Aomori-ken	50
05				

2. 検査対象植物情報

参考1-4

県に提出する園地登録、選果こん包施設等の登録申請記載例(タイ向け)

参考1-4
記載例(タイ向け)

第1号様式(第2関係)

生産園地・生産施設登録申請書

植物防疫所(弘前出張所) 植物防疫官 殿

申請年月日 令和7年 月 日

下記の栽培地をタイ向けりんご(連1)の登録生産園地・登録生産施設として申請します。

1. 生産園地・生産施設情報(連2)

番号	生産園地名 Name of orchard	生産者氏名 Name of grower	所在地(地番まで) Address of orchard	面積(a) Square measure
01	〇〇地域 〇〇 area	植訪 太郎 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 Shokuba_Taro	〇〇市 〇〇-shi	記入不要
02	〇〇地域 〇〇 area	(株)〇農園 植訪 太郎 〇Name Shokuba_Taro	〇〇市 〇〇-shi	
03	〇〇果樹園-1 〇〇Kajuen-1	植訪 四郎 Shokuba_Shiro	青森県弘前市大字上白旗町〇-〇 〇-〇, Kamishiroanemachi, Uppercakidai, Aomori-ken	
04	〇〇果樹園-2 〇〇Kajuen-2	植訪 四郎 Shokuba_Shiro	青森県弘前市大字上白旗町〇-〇 〇-〇, Kamishiroanemachi, Uppercakidai, Aomori-ken	
05				